

タウンミーティングでの会場からのご意見

No.	区分	意見
1	相談支援	様々な情報がほしい、いろいろな人と情報交換がしたい。
2	相談支援	相談員やスタッフが1名以上常駐し、「寂しいとき行ける場所」「街の人とふれあえる場所」「関係者によるニーズの把握、情報交換、情報の発信などができる場所」があるといい。
3	相談支援	同じ人だけが話をするのではなく、地域のいろいろな立場の人たちが、共通の地域の課題を認識し、同じ目線で話し合うことが大切。
4	相談支援	情報を持っていないと何も行動できない。必要な情報がどこで手に入れることができるのか、分かるようにしてほしい。
5	相談支援	小樽市では成人の方の相談できる場所はあるのですが、学校に通っている子どものことを気軽に相談できる場所が少ない。学校の先生に相談すると、学校の中だけで終わってしまい繋がっていかない。だから、オープンにいろいろな話ができるような場所がほしいと思っています。
6	相談支援	これまでも、この条例に似たさまざまな既存のシステムが提案されている。相談支援事業に関しても、家族支援事業に関しても福祉に関する事業ですが、それらとの整合性についてどのように理解すれば良いのか、そのような条例に似た既存のシステムをどのように理解すれば良いのか。
7	相談支援	相談支援従事者については、専門家の配置が必要であると痛感しています。相談事例は、単発で終わるものは少なく、継続的な支援が必要な事例が圧倒的に多くなっています。市町村職員には人事異動がつきものなので、継続的な相談支援を担えるのは民間の相談支援事業所だと思います。ただし、現状では予算の関係で、市町村からの委託が受けにくくなっています。基幹的な相談支援センターも含めて、各市町村が予算を持ち寄って1つの基幹的な相談支援センターを運営する方法もあるのではないかと。
8	相談支援	療育手帳に該当しなくても、何らかの支援が必要な人が数字以上にたくさんいる。今の保育園・幼稚園には、障がい児のための特別な枠があり活用されているが、現状は、その特別な枠に当てはまらないお子さんが、発達障がい等により問題行動が起きている。また、従来は「必要」という判断で保育所の運営が認められていたが、保育所の統合、人的配置の効率化、あるいは地方交付税が削られ、市町村の一般財源による運営となったので、予算が削減されている。したがって、そういう子どもたちが一般の保育所に入っていくということが、親の立場からはすごくやりづらくなっているという現状があります。
9	相談支援	発達障がいのお子さんは、障がいがあることがわかりづらい。子育てがどうしてこんなに大変なのか、と困っていることと児童の“障がい”と結びつかない。そして集団生活に入って学校に行ってから初めてわかる。そういう事態にしっかり対応できないと、結果として不登校になったり、いじめに遭ったりする。学校の先生もわからないので、「この子たちは頭は良いのに何で言うことをきかないんだ」、そういうことがたくさん起きている。だから、この条例を通して、私は多くの方に、虐待・差別ではなくて、その前にまずきちんと障がいの実態を理解してもらうことに期待を寄せている。
10	相談支援	北海道障がい者条例の精神を聞くと、他の法律と同じで、どれをとっても“美しい”文言で仕上げている。ところが、役場に相談に行っても、「予算がない」あるいは「決まりが…」ということで、この綺麗な言葉で仕上げた目的や趣旨とはまったく正反対な答えが返ってくる。行政を執行する立場の職員と、相談を受ける人が同じ立場なので、地域で生活する障がい者の目前に迫っている困りごとが門前払いになってしまっている。日常生活の中であって、役場の窓口で、行政を直接執行する立場の方は本当に親身になって相談をしていただけるのか、お聞きしたい。
11	相談支援	圏域に配置する支援員について、千葉県では、具体的に身体障がい者の専門員とか、知的障がい者の専門員とか、専門知識のある人を配置する、となっている。支援員は、障がいを第三者の目で判断する必要があり、障がいの特徴をよく理解していなければならない。支援員については、専門員の配置を検討していただきたい。
12	相談支援	ネットワーク化について、一人の子どものことでも、家庭の問題は家庭で、福祉は福祉で、学校のことは学校で、とそれぞれの領域に埋没し、分断して考えてしまう傾向がある。この条例が、各機関の垣根を低くする意味において、教育、福祉さまざまな機関の真のネットワーク化を図る礎になってほしいと思う。
13	相談支援	当事者ひとりひとりが抱えている悩みや思いを聞くだけではなくて、関係機関のみなさんと集まって、課題に対してその方がどんな生活に向かって生きていきたいのか、それをどのようにお手伝いすれば良いのか、みんなで話し合う場を作るのが大きな役割です。ケース会議で情報や方向性を共有した上で、誰がどんなお手伝いをするのか、それぞれがわかるような形で示していけるよう心がけています。
14	相談支援	サービス提供については、お金の問題、人の問題、いろいろ課題はありますけれども、今まで積み上げてきたネットワークの中で取り組んでいきたい。ひとりひとりの抱える問題については、サービスだけでは補いきれないこともあるので、そういった細かいニーズにも向き合っていけたら良いなと思っています。
15	相談支援	困ったから誰かに助けてもらう、自分達は弱いから何かをしてもらうという形になりがちです。条例もそういうニュアンスがありますが、私たちはその人を助ける、支えるよりも、積極的に社会参加していく。まわりは邪魔をしないで、障害者がチャレンジしていく側面を応援することが大事だと思います。新たな活動や生活に挑戦する当事者活動を積極的に育てていく。社会に向かって発言することが保障されにくいので、自助活動を積極的に応援していかなければならないと思います。当事者が力を発揮するためには、森にひとつひとつ木を植えていくような作業が必要です。
16	相談支援	障がいのある人が力を出しにくい状況がある。就労するけれど病気だから自分の力が発揮出来ない。力がないから発揮出来ないというよりも、障がい者の多くは地域に住んでいる人の暮らしだとか文化、考え方によって壁になっている部分がある。その壁がとれれば可能性が出てくるのではないかと思います。
17	相談支援	養護学校の生徒は、なかなか自分から相談できないという状況がある。相談支援事業所はあるけれども、顔見知りでもない限り相談するのは難しいケースがあり、卒業して何年か経ったあとに学校に相談に来る、というケースもある。ただ、やはり学校職員も転勤があるし、地域に住んでいる方が地域で相談できる体制が望ましいと思う。

タウンミーティングでの会場からのご意見

No.	区分	意見
18	相談支援	共生型事業として実施されているサロンで、普段交流する中で、悩みとか本人のニーズとかがかかえて聞き出せるのではないかと思います。インスタントコーヒーとかティーパック、新聞などを置いて、気軽に寄れるスペースが全市町村にあっても良いと思います。
19	相談支援	障がいのある方の課題を地域の一部の特殊な方たちの課題とするのではなくて、誰もが安心して暮らせる地域づくりの課題として、地域住民のみなさんに共有していただくようなユニバーサルな地域づくりが求められています。これから、このユニバーサルな地域づくりへの思いをひとつにしていけるかどうか、管内のさまざまな課題を克服していくためのひとつの鍵になると考えています。
20	相談支援	障がいをお持ちの当事者の方、ご家族の方の切実な声が、まだ表面に出ていないような気がしています。地域として、システムとして当事者、ご家族の声を聞き、そうした声をしっかり伺いながら支援につなげることが大切だと考えています。
21	相談支援	権利擁護やサービスの問題に関連して、施設には、社会に開かれた施設もあれば、まったく開かれていない施設もある。開かれていない施設では、理事長や施設長が自分の思うままに経営し、とんでもないことが起こったりする。そこで、これらを監視するためのオンブズマン組織を作してほしい。
22	相談支援	老人やお子さん等、対象者を広げた共生型の事業が必要だと思えます。障がい者は、小さい町には多くはいない。でもそこで住んで働きたいという人は居るので、見落とさないでほしい。
23	相談支援	民間の事業所は、昼夜を問わず努力していますが、行政が直當でやっている相談支援事業所については、残念ながら数年で担当者が変わってしまう状況があります。機能的にはやはり民間で、担当者が変わらず継続性を持って運営されるのが原則だと思いますので、そういった取組みを進めるように、各市町村とも相談してほしい。
24	相談支援	相談支援事業所がきちんと相談支援事業を行いながら、同時に地域自立支援協議会に問題をどのように伝えていくかが大事なので、地域自立支援協議会がどのような機能を果たしているかという事がとても大事なことになると思います。
25	相談支援	自分の町の地域自立支援協議会がどんになっているのかということ、市町村にきちんと問いただして見るということが、自分たちの地域の問題をきちんとつなげていくことになるのではないかと。
26	相談支援	グループホームも、本当に専門職の方が必要で、素人の出来る仕事じゃないと思います。日本で福祉職が認められないのは、専門性が低いと、社会的な地位が確保出来ないと思います。
27	相談支援	地域作りについて、一般の地域の方々、市民、町民をターゲットにして、その人達の理解を広めていくことが、北海道にとっては本当に重要ではないかと思っています。地域支援ネットワークづくりとかいろいろなセミナーに行くんですけど、そこがぬけている所だと思います。一般住民と、ネットワークの中に必ず入所施設を含めることが非常に重要ではないかと考えています。
28	相談支援	地域移行の取り組みについては、「相談支援体制をどう確立していくのか?」「自立支援協議会の体制のありかた」等についてきちんと整備する必要がある。
29	相談支援	相談支援事業所の職員の数がとても足りなくて、職員が疲弊しきっています。専門性を持った職員を、もっとたくさん育成してほしいと思っています。
30	相談支援	地域づくりコーディネーター等の配置について、この人数で広いエリアをカバーできるのか。
31	相談支援	相談してもいろいろな所に回されてしまうとか、話はしたが、結局その後どうなったかがよくわからないことがある。そういう意味できちんとした道筋を示してほしい。
32	相談支援	当事者はつながりができるまでが大変なので、引きこもりがあったり、不安があったりして、つながるのを躊躇するところがある。そういったところでは、それぞれのペースに合わせた形でつながっていける制度等について期待している。
33	就労支援	障がいのある方々の就労はものすごく難しい。特に一般企業で働くというのは難しい。それでも、「これしかできないから」というのではなく、「こんな事がやってみたい」というニーズの中で、障がいのある方々が自信を持ってやれる仕事とマッチングすることはできないだろうか。
34	就労支援	生きがいをもって働くことができる場所がほしい。
35	就労支援	留萌管内の水産加工品等のハネ品を収集し、旭川等の大都市の居酒屋さんなどに納品する販売ルートを開拓し就労につなげたい。
36	就労支援	一般就労が難しく、地域活動支援センターに通わざるを得ない人、在宅で生活していても自宅から一歩を踏み出すことが難しい人が小さな街でもたくさんいる。その人々が、せめて週に1回でも2回でも出てくれるよう、地域活動支援センターの拡充をお願いします。
37	就労支援	グループホームやケアホームで生活する障がい者は、かなりの負担を強いられるので、就労支援をしっかりとってほしい。
38	就労支援	就労環境を行政が整えて、そこで働く姿を見てもらって初めて、民間企業が「ああ、働けるんだな」「環境を整えると頑張ってくれるんだな」という部分が見えてくると思います。行政の仕事の中で、この仕事なら重度の方でもできるかなという部分は、試用期間でもいので、障がい者を就労させていただき、納得がいけば少しずつ民間の方にシフトしていくのがよいと思います。いきなり、「民間、民間」といってもなかなか厳しいのが現実です。
39	就労支援	行政が障がいのある方々を雇って就業の場を少しずつ創ってきているとの話がありましたが、根室では、身体障害者の就労については、行政機関が比較的やっていますが、精神や知的の方については、なかなか門戸が厳しい現状があります。21圏域でその当たりすることも考えてほしい。
40	就労支援	ジョブコーチがもっと沢山いると良い。
41	就労支援	障がい者の就労においては、大企業を優遇することも大切だが、小さな街のお店の中から就職に繋げていく取り組みがすごく有効だと思う。田舎では、小さなお店が大変必要な部分が多くなっていくと思うので、そのような小さなお店を支援する施策が大切だと思う。

タウンミーティングでの会場からのご意見

No.	区分	意見
42	就労支援	就業・生活支援センターが釧路・根室管内で1カ所とされているが、それぞれの管内に設置してほしい。
43	就労支援	高等擁護学校の卒業者や長期入院者の受け皿として、生活訓練事業を行っているが、生活訓練は期限付きのサービスなので、生活訓練を終了した後の受け皿の確保が課題となっている。
44	就労支援	就労については、仕事を探してもなかなか見つからない、福祉的就労といっても近くに授産施設や通所施設がない、自分のやりたいこととは違うということがある。
45	就労支援	認証制度において、認証マークを取得する企業が増えていく展開が見えない。
46	就労支援	認証を取り消される企業、何らかの理由で認証を変更しなければならない企業、あるいは、もうこれ以上続けられない、後継者がいないといった場合に、そこで雇用されていた障がい者のその後のケアがどこにも書いていない。障がい者が離職し、再就職活動をするといったとき、条例の中ではどのようなバックアップをしてくれるのか。
47	就労支援	企業がどういところで発注しているか、報告義務を課してほしい
48	就労支援	経営者の立場から考えて、障がい者を雇用すれば仕事が確保できるということになれば、こぞって障がい者を雇用する方向に進むと思う。官公需以外、民需の場合は、行政から要請しても協力を得るのは難しいかもしれないが、障がい者を雇用することが、経営者にとって何らかのメリットのある形にすれば、民需も障がい者雇用につながると思う。
49	就労支援	私も、道のある部局に障がい者の作ったものを買ってほしいと優先発注の制度を説明したことがあるが、制度についてあまり理解していないと思う。逆に企業は、機械化できるところでも、障がい者の方が関わりやすいように機械化をせず、できるだけたくさんの方が就職できるように努力している企業もある。そういった中で、ある製品の仕様が決まっても、その仕様を変更しても障がい者が作った製品を使うくらいの配慮があっても良いのではないかと。
50	就労支援	認証制度、あるいはトライアル雇用、職場訓練、雇用促進協会等の助成制度、雇用納付金制度、こうした制度は企業にとっても働く障がい者にとっても非常に有意義だと思うが、福祉施策と労働施策がかみ合っていないのが現状だと思っている。北海道としては、その点について就労支援推進委員会でしっかり協議していただき、特に一般就労に対する支援策を強化してほしい。
51	就労支援	就労支援に対する市町村の考え方や取組に温度差が出てきたように思います。定期的な職場実習など能力開発の取組みについて、積極的に企業に出向いて活動している市町村がある一方、障がいに対する基本的な理解が不十分な市町村もある。そのような差異が自立支援協議会の取組みにも影響し、格差が目立ってきています。
52	就労支援	一般就労と併せて福祉的就労にも視点を当てたということで、非常にうれしく思います。そこで、「官公需」の部分について、率先して民間企業のお手本になるような形をお願いしたいと思います。
53	就労支援	就労について、様々なアイデアが出されて実践に移されるのは良いのですが、昨年のマッチング事業や「工賃倍増計画」の実施後の検証がなされていない。就労支援に向けてのアイデアをもうひとひねりする必要があるという印象です。
54	就労支援	条例第32条に「調達への配慮」が規定されているが、福祉事業所の授産製品が定期的に置けるよう、市役所等の広いスペースを一部開放してほしい。
55	就労支援	就労支援について、就労支援事業所が単独で取り組むのは厳しいと思うので、就業・生活支援センターとネットワークを組んで取り組むのが良い。仮に就職が決まったとしても、フォローアップの支援が大切で、多岐にわたる支援を長期的に行う必要があると思います。
56	就労支援	福祉的就労については、所得補償が大切と思いますが、所得補償のためには安定した仕事量の確保が重要になります。この条例にもありますが、官公需マッチング事業等について期待をしています。
57	就労支援	企業が障がい者を雇うに当たり、行政はどのようなバックアップ体制をとっているのか。働きにくいとか、苦勞を抱えているときに、行政機関に相談できるのか。そういう場合にどのような対応をしてくれるのか。
58	就労支援	障がい者が働くにあたって必要と思われる力は4つあると思います。1つ目は、基本的挨拶、返事。2つめは「報告・連絡・相談」。3つめは、社会との接点を多くすること。4つ目は、自分で考え、行動する機会を持つことです。
59	就労支援	受入れ先企業の数に絶対的に少ない地域性もありますけれども、中重度の方が後回しになっている現状です。それでは、いつまでたっても工賃の倍増など困難になってしまうことから、やはり福祉的就労の収入増に向けた取組みをする必要がある。
60	就労支援	工賃を上げるため新しい商売を意識した商品づくりのためには、製造スタッフと支援スタッフとの役割分担を図ることが必要だと思います。
61	就労支援	工賃向上のためには、適正価格での販売が大きなポイントになってくると思います。
62	就労支援	地域と密着した仕事や商品開発を進めて、オートメーション化するなどし、地域を挙げた取組みとすることで、中・重度障がい者が活躍できる環境を整備できると感じています。

タウンミーティングでの会場からのご意見

No.	区分	意見
63	就労支援	工賃向上のためには、営業の専門スタッフが必要です。安定した売上げ確保のためには、独自の販路開拓も重要と思います。今後は、パッケージなどのデザイン力や販売するマーケティングの力が必要になってくると思います。工賃向上のためには、製造専門スタッフと同じように、就労支援スタッフ、製造スタッフ、営業販売スタッフ、これらの役割の分化を進めていくことが必要であると思います。
64	就労支援	就労は、数を競うものじゃないんです。本人が自分にあった職場で長く仕事をしていくのが一番大事だと思います。
65	就労支援	就労の問題については、工賃と年金を合わせても生活が成り立たない方が現実にいるんです。自立支援法は改善されつつあると思いますが、先がまだ見えていない中で、どのように就労の場が作られて行くのか、本当に関心があります。
66	就労支援	就労支援の取組みとして、企業に対するポイント制や障がい者を受け入れる企業に優先的に発注すると書いてありますが、企業には経営診断があり、経営診断によって発注されるので、ポイント制で発注することはほとんどありえない。発注してもらうためには、ポイント制を企業の経営診断の点数に加える方法を考える必要があると思います。
67	就労支援	就労支援サービスは、第二種の社会福祉事業として就労移行及び就労継続支援が既にあるわけですが、どうしてNPOの方が就労支援の推進に対して指定をするのか。
68	就労支援	以前は、第一種社会福祉事業という形で守られていましたが、現在は第二種社会福祉事業ということで非常に不安定になっている。障がいのある方の支援体制が不安定な状況、この部分の継続性を道としてどう担保していくのか。
69	就労支援	ハローワークの人員を減らしながら、就労部門で就労支援をすることに疑問を感じています。基本的には、ハローワークの人員を含めた一層の機能強化が必要ではないか。
70	就労支援	「働く障がい者」の解釈を広く考えてほしい。働きたいけれども働けない障がい者がたくさんいると思う。そういった方たちをどうやって就労に結びつけるか、積極的な取組みが必要である。
71	就労支援	仕事を探する場合、ハローワークに行きますが、いろいろな窓口があって、障がい者としてはどこに相談に行ったら良いか、迷ってしまう。
72	就労支援	就労の場の確保のため、国が恒常的な補助金を確立してほしい。
73	就労支援	「働く障がい者の応援」という形で出ていたが、「働きたい」障がい者に対してはどうか。働きたいというよりは働けない、働く場がないという意味も含めて、そのあたりの道筋がこの条例、あるいは支援の中で見えてこない。
74	就労支援	仕事が見つかって、北海道は広く、交通手段の問題等がつかまとう。
75	就労支援	事業所等で働いている人の賃金が非常に低い。一定水準の賃金を確保しなければ、サービスの質低下につながるので、考えてほしい。
76	就労支援	体調不良を雇用主に言いだせない等、障がい者が無理をして働いている実態がある。事業主に対し、障がい者雇用のガイドラインなりマニュアルを示してほしい。
77	就労支援	就業・生活支援センターは、北海道については、少なくとも圏域ごとに1か所設置してほしい。具体的には日高に1か所、胆振で1か所ということで、エリアが広いので、そういった設置をしてほしい。
78	権利擁護	権利を擁護するという基本的な考え方に立てば、「差別」をきちんと定義することで、虐待も含めて整理が付けられるのではないかと考える。この条例では、虐待についてきちんと項目を起しているが、本来は、差別について具体的に明記するべきではないか。
79	権利擁護	条例では学校において合理的配慮をせよと書かれていたと思いますが、具体的に何を指すのか非常に曖昧ではないかと思う。差別や権利擁護というのは、当事者だけで解決できる問題ではない。地域づくりに学校教育の占める意義は大きいと思う。その中で合理的配慮とは、「あなたのお子さんは障がい児だからこちらの学校で勉強しなさい」ということではなく、普通学級で、障がいのある子どももみんな学んで学ぶ上で何が重要かということが重要である。
80	権利擁護	地域では、関係機関のネットワークはあるが、親の会や当事者のネットワークは、取組みが進んでいない。そのような中で、地域づくり委員会は、3障がいや子どもたちの代弁者という意味で保護者も委員の対象にしているかもしれないが、どのようにして具体的な困りごとの事案を吸い上げようとしているのが見えない。
81	権利擁護	虐待や差別については、施設や地域の中でどのようなことが起きているのかを実態として取り上げた中で、それに対する解決策を考えていくのが順序ではないか。
82	権利擁護	地域づくり委員会の構成員は、「当該地域で暮らす障がい者」となっているが、知的障がいのある方は委員になるのは難しいと思う。知的障がいについては、障がい者の保護者か保護者の団体から委員を選出するよう要望する。
83	権利擁護	第48条に基づき地域づくり推進員が改善指導を行う要件として、「全ての委員の賛成により、著しい暮らしづらさがあると判断した場合」という文言があるが、全ての委員の賛成というのは非常に問題が多い。人権侵害があったという時に、その相手側が地域づくり委員会のメンバーである場合がある。全ての委員の賛成がなければ改善指導ができないとすれば、逃げ口上に使われるだけではないか。
84	権利擁護	権利擁護について、明らかに権利が侵害されている場合はわかりやすいと思うが、多くは中間のグレイゾーン状態という場合が多いと思う。施設でも、利用者の立場と経営者の立場では、考え方が異なり、意見が分かれることがある。そういった具体的な事例について示してほしい。

タウンミーティングでの会場からのご意見

No.	区分	意見
85	権利擁護	ある程度大きい企業は障がい者を雇用しなければいけないといった法律がある。雇用しない場合、罰金を払う仕組みになっているが、大企業の場合は、障がい者を雇用しないこと自体が差別だと思う。罰金を払えば許されるのではなく、条例においてそのような企業を許さないような働きかけができないか。
86	権利擁護	平成21年6月に内閣府が発表した「障害者に対する差別の意識調査」によれば、健常者の9割が「差別意識がある」ということで、そのうち約6割の人が無意識に差別をしているとのことだった。「差別の定義」については、今後、しっかりした定義をしてほしい。
87	権利擁護	北海道条例には、「通報の義務」がない。特に自己主張のできない方、障がい程度の重い方に対する虐待を第三者が目撃したとき、通報の義務を規定すべきである。同時に、通報した人に対する報復防止対策をお願いしたい。
88	権利擁護	権利擁護については、地域づくり委員会が組織されるということですが、この組織が地域自立支援協議会や相談支援事業所とスムーズな連携がとれて、いろいろな機能が果たせれば良いと思っています。
89	権利擁護	就労が前面に出ている反面、地域活動支援センターが財政的な危機に陥っています。就労が難しくなったり、年金を削減されたら負担が重いという方が相当数いる中で、財政上の理由によって縮小、削減されるのは、条例の本来の目的から外れる事態になるという危惧を強く持っています。
90	権利擁護	権利擁護について疑問がある。ある方と一緒に役場に相談に行ったら、「この方は字が書けますか、新聞が読めますか」と言われた。悪意はなくても、障がい者の担当部局ぐらいは、障がい者への理解ある対応をしてほしい。
91	権利擁護	バリアフリーの対応がない公園には、子どもさんが遊びに行けないです。一か所だけ、ある公園には「車いす用の砂場」と表示された砂場があるが、手が届いて砂をいじれる程度のもので、そのように非常にちぐはぐな、一見福祉に配慮していますという見せかけをやっている、という感じです。広く考えれば、役所の内部で障がいの問題をどうするのか、というコンセンサスが得られていないと思われる。一生懸命なだけで終わってしまって、中身が深められていない、そういう現実があります。
92	権利擁護	重度障がいについては、何十年も前から、医療的ケアの問題があります。小児から小学校・中学校・高校、それ以降についても、医療的ケアの中で本人や保護者が望む教育が受けられない、という実態が全国的にあります。例えば、歩行障がいのある方が修学旅行に行く時に、車いすの対応を学校と協議して、大変苦勞する。対応してくれない教育機関もある。
93	権利擁護	自己注射が必要な、先天性の糖尿病の児童が修学旅行の時に、親御さんが付き添わなければならなかった。あるいは、先天性の骨の異常で、大人になっても身長が140センチという方がいるが、この方たちは身体障がいの適用にはならず、サービスも受けられない。日常生活でいろいろと不便があるが、障がい者にあたらない。このような方の声を拾うシステムがない。法律上の障がい者だけでなく、生活上の不都合や負担が大きい方についても、この条例の対象として考えてほしい。
94	権利擁護	地域づくり委員会については、その町の細かいニーズを拾い上げるシステムがほしい。いたずらに対立するのではなく、対話によってお互いの理解を深めることが大切だと思います。
95	権利擁護	地域づくり委員会を設置、委員を発令して虐待事例等に対処する、改善指導も行い、従わない時には公表することになっていますが、罰則規定は設けないのでしょうか？
96	権利擁護	虐待や差別は他人事ではなく、自分が良よかれと思って行った支援、配慮について、相手は差別と思うかもしれない。
97	権利擁護	差別をなくすためには、差別とは何かがわかるようにすることが大事です。国連障害者権利条約にある、障がい者に必要なことをしない、合理的配慮の欠如も差別であるという規定も、是非盛り込んでもらいたい。
98	権利擁護	条例には、当事者、家族、関係団体の意見を聞く、あるいは委員会に当事者を入れると規定されています。いろいろな障がいの類型があり、例えば目がみえない人とか、耳の不自由な人とか、精神障がいのある人、知的障がいのある人、内臓が悪くて外からはわからない人もいます。それらの人達に当事者として参加してもらうことによって、何が必要かがわかると思います。地域づくり委員会には、複数の当事者の委員を選任してほしい。
99	権利擁護	障がい者はこれまで、自分の生活や人生の主人公ではなかったと思います。現行制度は家族支援が前提だと思います。親がみられなくなったから施設に入れるとか、グループホームやケアホームに入れる。ホームヘルパーの事業にしても、本人が好きなCDを買いたい場合、家族と一緒に住んでいるということで、現実には利用の制限があると思います。家族介護が前提のうち、本人の自己決定が尊重されなくて、家族や施設職員の意向が強くなっていくと思います。
100	権利擁護	日頃子供と一緒に居て、子供が困っていることがたくさん有るのに、なぜこの条例を作る前に聞いていただく場が無かったのか。私の子どもは発達障がいの自閉症で、言いたい事がいっぱい有っても何処にぶついたら良いかわからない。権利擁護については、すべてが関連してきて、本当に困っている。条例の根本理念の中に、自閉症の子供達の声が反映されているのか？
101	権利擁護	差別の定義について、障害者権利条約に「直接差別」「間接差別」「合理的配慮の否定」の3つの定義が存在するので、それをきちんと踏まえた定義を入れてほしい。
102	権利擁護	実際、差別の原因はいっぱいある。差別された人をどのように救済するのか。

タウンミーティングでの会場からのご意見

No.	区分	意見
103	権利擁護	差別した人に対するペナルティが規定されているが、果たしてそれで本当に差別が無くなるかという、難しいと思います。
104	権利擁護	地域のニーズに即した制度設計とあるのですが、市町村の財政状況が非常に厳しい中で、本当にそのような制度設計が出来るのか、疑問があります。
105	権利擁護	障がい者として差別を受けながら仕事をしてきました。そういう不満をたくさん持っています。今、若い人は、差別とか、あまり意識しないまま入ってきますが、差別はまだ続いていると聞いています。職場でのスタッフの役割が大事だと思います。
106	権利擁護	障がいのある方は一方的に支えられる立場ではなく、健常者の私たちにもマイナス面がたくさんある。お互い一方的な関係ではなく、支えたり支えられたりする関係だという意識を地域で持つことが大事ではないか。それが、差別を排除していく精神だと希望を持っています。
107	権利擁護	条例の中で、差別の防止や権利擁護の配慮等が記されているが、これは、人間として基本的な当たり前のことです。でも、それさえも危うい状況にあるということ、現場で感じているところです。
108	権利擁護	条例に対して違反、あるいは差別を受けたといった事例があった場合には、裁判に訴えるとか、擁護してもらえる部分はあるのでしょうか。
109	権利擁護	会社で会議を行う場合に、耳が不自由な職員が会議の中身が分からないときに、手話通訳者をつけるとか、要約筆記をつけるという配慮が、合理的な配慮として考えられるが、その部分も含まれるでしょうか。
110	権利擁護	地域づくり委員会について、ろうあ者、視覚障がい、難聴の方、肢体不自由の方など、障がいといってもいろいろあります。地域づくり委員会の委員として、そのような当事者を必ず入れてほしい。
111	権利擁護	地域づくり委員会委員の選任について、できれば、障がい種別で最低でも1人ずつ選任してほしい。
112	権利擁護	地域づくり委員会の委員について、障がい種別で、聴覚の中にはろうあ者も難聴者もいます。知的障がい者も、障がい別にはいろいろあります。それぞれから選んでほしい。
113	権利擁護	地域づくり委員会の委員について、自立支援事業などをやっているところに入所し、就業支援を経験した障がい者なんです。そういう方を採用してもらっても良いと考えます。専門的な知識、ノウハウのある人も含めて選任してほしい。
114	権利擁護	条例第21条、虐待の禁止ですが、かつこの障がい者を衰弱させるような、というところで、「監護すべき職務上の義務を怠ること」、これは児童に対して該当する項目だと思うのですが、成人の場合、何を根拠にこのことをいうのか。これは、民法上で定める扶養義務者を指すのか。また、ここは虐待の禁止ではなくて、障がい者への禁止事項とすべきではないか。
115	権利擁護	第47条に「知事又は地域づくり推進員は」調査を行うことができるとして、「知事」と「地域づくり推進員」とが横並びになっている。調査や勧告は行政処分だとすれば、それができるのは知事になると思います。
116	権利擁護	聴覚障がい者のための字幕、機械の設置や電光掲示板について、公的機関など施設がありますが、そこで電光掲示板等に字幕で表示するという企画はありますか。例えば、電車を利用中に事故が起きた時、電光掲示板で、「今事故がありました」というお知らせは文字でなければわからないわけです。施設で災害が起きた時でも、「こういう理由で、今、どこの玄関は閉じました」というものが字幕で表示されなければわからない。
117	権利擁護	条例をお知らせするため、学校関係者の親も含めてミーティングができないかと思う。親も、仕事等で忙しくてあまり話を聞く場がないので、できればPTAを通して、道の考えもお話していただけると良いかな、と思うんです。親は年齢が進むたびに、施設等に入所する順番待ちですが、いつ入れるかわからない状態です。そこで、いろんな形で情報を伝えていただきたい、と思います。
118	権利擁護	虐待や差別について、福祉サービス、交通の利用、医療の問題、教育の問題等、それぞれ基本的な問題があるが、差別の大枠と差別の事例を示していただくことが非常に大事だと思う。障がい者本人にとって、地域の中で虐待や差別を減らしていくため、あるいは住民の理解を得る上で非常に大切だと思う。
119	権利擁護	虐待や差別を受けたとき、当事者や家族が相談支援の窓口に行くことになるが、施設や事業所とは契約関係だから、訴えたと、次の契約に影響する恐れがある。そこで、利用者や家族の権利を守るためには、差別や虐待に対する通報義務を定める必要がある。当事者や家族が安心して相談窓口に行ける保障がないと、せっかくできた権利擁護、虐待防止の裏づけがないことになる。
120	権利擁護	虐待の現場を目撃した場合、通報義務は難しいけれど、例えば情報提供する協力とか、現場に入っていくことはできなくても、どこかで相談してみんなで注意を払うなどの協力が考えられるのではないかと。
121	権利擁護	権利擁護という部分で、サービス従事者、人手が足りない環境の中では、どうしても「抑制」という部分が現場として出てくると思われる。あってはならないことだが、原則と、現場の人手が足りないという部分についてどのように考えるか。
122	権利擁護	権利擁護について、指導・勧告をどのように行うのか。サービス利用が減られることについても権利侵害ではないかと思うが、そういうことに対して勧告がなされるのか。
123	権利擁護	当事者の方が自己主張をしやすくなるのは良いが、対話が進むのではなくむしろ反対に、職場や学校、幼稚園などが障がいのある方たちを受け入れなくなることを懸念している。

タウンミーティングでの会場からのご意見

No.	区分	意見
124	権利擁護	差別・虐待について、事故が発生してから段階を踏んでいるけれども、虐待などは早期解決に至るのか。
125	権利擁護	地域づくりをする上で、障がいのある方に対する差別や偏見をなくすことから始まるということで、一般市民の方たちにも、PTAの活動や町会への働きかけも含めて、PR広報活動をしていく必要がある。
126	権利擁護	地域づくり委員会など、仕組みは示されていますが、このシステムを活かせる人材の育成も重要なので、課題の一つとして取り上げてほしい。
127	権利擁護	精神障がい者でも雇用してもらえる法律を作って差別をなくしてほしいと思います。
128	権利擁護	地域づくり委員会について、委員10名以内で組織するとありますが、最低でも半数以上は障がいの当事者にしなければ意味がない、機能しないと考えます。
129	権利擁護	条例第42条には、地域づくり委員会の所掌事項が3つ規定されている。その3つを、実際に実践している障がい当事者を委員に選任してほしい。障がいのある方であれば誰でも良いというわけではなく、実際に理解していなければ、こういったことには対応できないと考えます。
130	権利擁護	第21条の虐待について、もう少し詳しくわかりやすくするべきではないか。ほとんどの道民、日本国民は、養護学校の義務化や施設収容の影響で、小さいときから障がい者とかかわる機会を意図的に奪われている。そのため、多くの健常者にとって、障がいを持つ人とのように関わったら良いのか、よくわからないのも無理はない。障がい者に対する虐待や差別はもっと巧妙で、その巧妙さがわかるように、「虐待や差別はこういうものですよ」という事例について、パンフレットも作るべきではないか。
131	権利擁護	50歳の時に肺がんによる放射線治療を受けましたが、診察室で「何だ、見えないのか」という暴言を受けた時、いったんは我慢したのですが、とうとう闘って、その後は受診しておりません。
132	権利擁護	差別について、どこまでが差別になるのか、教えてほしい。
133	権利擁護	地域づくり委員会について、精神障がいなどの方々にとって、知られても構わないという人はどれくらいいるのか。当事者参加は簡単なことではないので、ご配慮をお願いしたい。
134	権利擁護	地域づくり委員会の委員とか、コーディネーターさんとか、権利擁護の活動をする方に対して、“権利擁護”についてしっかり教育する、認知させる、そのような取組みをしっかりとっていただく必要がある。そうでないと、地域の中に差別があることすらわからないまま進んでいくことになる。
135	その他	「暮らしやすい住まい」「一人用の住まい」「困ったときに助け合えるコミュニティみたいな住まい」をつくれたら良い。
136	その他	留萌北部3町の住民は、買い物や病院への通院のため稚内へ行くことが多い。しかし、3町には民間の居宅介護事業所がなく、全て社協がサービスを提供しているが、稚内市への移動に対しては支援が行われていない。
137	その他	公共交通機関が非常に乏しいので何とかしてほしい。
138	その他	障がい児、その保護者をサポートする意味で、「特別支援学校の分教室」がほしい。
139	その他	「気軽に子どもを預けられる場所」「気軽に誰でも行ける場所」など、とにかく「気軽に」と「場」ということが大切。話し合いに参加するの、気軽じゃないと誰も来られない。
140	その他	とにかくみんなが集まれば何とかなるのではないかと、そして、楽しく、みんながエネルギーをもらえるような「場」があったら良い。
141	その他	障がいのあるなしを抜きにして、誰もが気軽に情報を発信する場であって、受け取る場、そんな場ができれば良い。
142	その他	留萌北部は、交通機関が非常に厳しいので何とかしてほしい。
143	その他	グループホームで生活していますが、地域の中に知的障がい者でも、精神障がい者でも利用できるグループホームをつくってほしい。
144	その他	入院できる精神科は、釧路市又は根室市まで行かねばならず、入院が必要なほど状態が悪くなっている、そこまで行くことが難しい場合もある。また、擁護学校についても、通院できなければ寄宿舎で生活することになるが、迎えに行かなければならない事態がおこると、親の負担が大きい。
145	その他	擁護学校の寄宿舎で生活しなければならない児童にとっては、小学校1年生の時から親と一緒に生活する期間がとれない。卒業後は施設に入っていくため、小学校1年生から親とお別れするという人もおり、どうしたらよいのかと本当に考えてしまう。
146	その他	私の子どもは盲学校に行っていて、週末に健常者である弟妹の学芸会に連れて行くと、全く知らない父兄に手を伸ばして触ろうとする、みんな手を引っ込めてしまう。地域で、こういう子もいる、ああいう子もいるということを認めて、地域ぐるみで障がいのある子と接してほしい。地域で、学校で、家庭内で、「こういう子がいるよ」ということを話してほしい。
147	その他	地方で生活している人から話を聞くと、結構我慢していることが多いと感じるが、当人にとってはそのことが当たり前になってしまっている。そして、「こういうことを私が言っはいけないのではないか」「こういうことを言うのは私だけではないか」と思うようになって、意見を発することができない人が多いように思う。
148	その他	高等養護学校を卒業後、年金が出るまでの2年間は、生活保護を受けざるを得ない仕組みとなっている。年金が出るまでの間、何か優遇施策を検討してほしい。
149	その他	障がい者の暮らす場、住居を探すのに苦労します。

タウンミーティングでの会場からのご意見

No.	区分	意見
150	その他	自立はしたいけれど、倶知安町では住む場所が少ないという話を聞きます。手ごろな家賃で、手ごろな場所が少ないのが現状だと思います。
151	その他	一人暮らしをはじめても街にヘルパーさんがいない。
152	その他	誰でも気軽に行ける場所、いろいろな人が集まれる「たまり場」があったらよいと思う。
153	その他	先日新聞に発達障害を持つ人の引きこもりが多いという記事が出ていましたが、障がいのある人たちの支援、つながっていく場所がほしい。
154	その他	近所の人と仲良くなりたいと思っても、うまくコミュニケーションがとれない。
155	その他	自立はしたいけれど、倶知安町では住む場所が少ないという話を聞きます。手ごろな家賃で、手ごろな場所が少ないのが現状だと思います。
156	その他	条例では、支援者をどう守るかということが全く触れられていないような気がする。支援者も疲れており、支援者を守るという視点から、医師の診断書の時限を1年から2年にしてほしい。
157	その他	障がい者の家族ですが、家族も疲れています、家族も支援してほしいです。
158	その他	現在、親御さんと一緒に住んでいる障がい者の方々は、親御さんが高齢化し、その後どうするのかという問題が、大きな問題として遠くない将来出てくると感じます。どの様に住居を確保するのか、グループホームやケアホームの制度、あるいは空き住宅を使って地域で支援して居宅系サービスを充実させる施策がなければ、結局、障がいのある方は以前のように、どこか他のところで暮らさなければならない状況に迫られるという危機感を持っています。
159	その他	枝幸町を含めた南宗谷地区は社会資源が乏しい地域で、例えば、自立支援法で決められているフォーマルなサービス一つとっても、必要なサービスが受けられないという状況にあります。自立支援法ができる1～2年前から任意団体として細々と活動していたが、自立支援法ができて、地域活動支援センターを積極的に普及するという国や道の方針に沿って地域活動支援センターを立ち上げ、現在は、就労継続支援B型事業を展開している。立ち上げの作業は大変だったが、リスクを引き受けると、行政の後押しがあった。
160	その他	私の住んでいる地域では、ショートステイは老人しか利用できないと言われた。ショートステイや、デイサービスの入浴サービスは老人も子どもも利用できるようにしてほしい。
161	その他	うちの子のように、歩けない、喋れない、重度の肢体不自由がある子は行くところがない。また、施設での日中預かりを利用すると、親の同伴を求められる。ショートステイにしても札幌・旭川に行かないとサービスがない。養護学校は高等部まではあるが、18歳で卒業後に行く場所がない。重度の子どもが、地域で過ごしたいという時どうしたらよいのか。
162	その他	日中活動の場について、枝幸町では毎日通える場所が確保されたが、他の市町村では、毎日通える場所はなく、週1回あるいは1ヶ月に2回程度集まれる場所がころうじてある状況。したがって、医療ニーズを伴う重症心身障害児をサポートする体制は、まだ不十分な状況。
163	その他	条例では、地域づくり委員会を圏域ごとに置くとか、調整委員会をつくるという話がありますが、市町村に対しどの程度の強制力があるのか。市町村が地域の取組みを後押ししなければならないなどの強制力があると、社会資源の整備はスピード感が出てくると思う。
164	その他	枝幸町には、JRが通っていない、同じ町内でも歌登地区に行くバスは1日に4本しか走っていない状況です。そのような地域に住むということは、就労、住居、移動等の点で、どのように工夫をしたら良いものなのでしょうか。
165	その他	地域の住民の皆さんにこの条例をしっかりと伝えていくこと、認識していただくことが重要だと思う。
166	その他	一般企業の方々にこの条例を分かってもらわなければ、障がい者を受け入れる方向にはならないと思います。この条例に基づく取組により、今まで以上に障がい者が就職できる方向に持って行ってほしい。
167	その他	「地域づくり推進員」という職があるが、そのすぐ下に「地域づくりコーディネーター」がある。それらの役割について、名前が似ているので混乱する。
168	その他	相談窓口として、圏域に地域づくり委員会を置く。ところが自立支援法の制度では、市町村事業にも相談支援事業があるし、解決の機能としては地域自立支援協議会もある。市町村の役割と圏域、道の役割が示されているが、市町村によってはまだ自立支援協議会を設置していないところもある中で、次の施策として条例が出てきた時に、これまでの施策や制度ときちんと整合性をとって進んでいけるかという疑問がある。
169	その他	来年4月の本格施行に向けたスケジュールが示されたが、一番大事なのは周知の方法だと思う。様々な制度や施策が市民や道民にどのように周知されていくのか。これがなければせっかく作った条例も絵に描いた餅になる。
170	その他	権利擁護の問題も、障がい者が差別を感じた時にまず何処に訴えたら良いか、誰に訴えたら良いか、その訴えがどのような機関を通じて検討されてどのような解決の道があるのか、その視点から権利擁護の話をしてくれると非常にわかりやすくなる。
171	その他	精神障がい者の方にとっては、社会参加が第一歩、気軽に立ち寄れてみんなで交流できる、孤立しない在宅支援もずいぶん役に立つと思います。利用者にとって身近なところに居場所がたくさんあると、精神障がいの方だけでなくいろいろな方の自立支援に役に立つと思います。
172	その他	ニーズが多様化する中、センターのマンパワー不足が課題になっています。果たすべき役割が人口規模に対して過大となっており、今後、地域づくり委員会でどのように考えていただけるか、大きな期待を抱いています。

タウンミーティングでの会場からのご意見

No.	区分	意見
173	その他	住みやすい地域づくりという面では、相談支援体制の確立、自立支援協議会の役割ということですが、地域の中では、虐待や差別、暮らしにくさについて、もっと身近なところで拾い上げていく必要があると思います。
174	その他	この世に生を受けたという尊厳を尊重するという基本が必要。障がい者に特別な法律で対応する、ということではなく、どんな状況で生まれてきても、あるいは途中でハンディを負っても、生を受けたことに対する尊敬の気持ちが条文の中に表れてほしいと願っています。
175	その他	札幌の市電に乗りますと、身体障がい者は運賃が50%減免されますが、精神障がい者には減免の制度はありません。JR各社は、精神障がい者に対して一切割引がありません。航空券に関しても、身体障がい者・知的障がい者には割引の制度がありますが、精神障がい者には割引の制度が使えない。そのように、障がいの類型によって格差が生じている現状があるので、道として、3つの障がい類型の間に差別のないようにお願いしたい。
176	その他	聴覚障がいのある方に対する「コミュニケーション支援」について、市町村の必須事業で行われていますが、派遣する範囲が町内に限定されているなど、利便性が悪くて活用できない実態があるので、実情に即して変えてほしい。
177	その他	聴覚障がい者が、緊急に手話通訳を依頼したい場合、通訳者が見つからないことがあります。かわりに、施設職員が移動支援やコミュニケーション支援を行っている実態がありますが、施設の報酬には含まれていない。
178	その他	高等養護学校の卒業後、地域生活をスムーズに送るための努力や配慮が必要ですが、小さいうちから学校にあがって、学校から社会生活を迎えるための縦のつながりという部分に関してもしっかりと見ていかなければならないと思っている。
179	その他	働く障がい者をしっかり応援してくれるという条例ですが、働くことだけでなく、余暇をすごしたり、ボランティアに参加したり、人とつながって社会参加するような形もあって良いと思います。働くことだけが障がいを持った人の立場や権利を変えていくのではなく、障がいを体験したひとりの町民として、それは有益な体験のひとつだと思いますので、障がい当事者の言葉、当事者の体験が地域の人に伝われば良いと思っています。
180	その他	考えてほしいことは、条例の内容等をどうすれば当事者に伝えられるか、また、障がいの当事者が、障がいにかかわらず自分の意見を言えるようになるか、ということです。障がいがあっても条例の理解が難しいと諦めるのではなく、説明方法を工夫すればわかるという視点で説明を続けてほしい。どんな人でも暮らしやすい地域を作るために、障がい当事者の生活を知ってもらう必要がある。
181	その他	条例の第13条に、移動手段の確保として、「道は、地域で生活する障がい者の障がいの別及び程度にかかわらず、いかなる差別も受けることなく必要な移動の手段が確保されるよう、公共交通事業者その他の関係者の理解を得ることができるよう努めなければならない」とありますが、具体的な対応策だとか公共事業者に対して示している例はあるのか？
182	その他	権利擁護について、学校に必要なことは何かと考えたときに、子どもがスムーズに学校生活を送れるような配慮を欠くと、暮らしづらさや学びづらさに結びついていくと思う。
183	その他	障がいの当事者や支援者、福祉行政関係者、警察、消防署、一般行政、それぞれいろいろな立場の方々がこの条例にかかわってきます。そういった方々に条例を理解していただきたいと感じています。
184	その他	補助金や助成金の内容がはっきりすれば、予算等の情報も出てくる。それを利用するため、精査して待っていても、最終的な情報が関係箇所からなかなかおとこない。照会しても、はっきりするまでに時間がかかる。そういうことが非常に多い。今後、国、道、市町村から一連で出る情報の共有について、同じ考え方で上から下まで進めてほしい。
185	その他	道で出した内容が、各市町村で対応がまちまちなことがある。補助金の場合、釧路市は釧路市で、他は他で考える。最終的にできたりできなかったりいろいろなハードルがある。各市町村が同じニーズに対応出来ないのか？ということです。縦の連携も重要だが、横の連携も重要である。
186	その他	福祉や障がいに関わる情報は正直少ないが、道本庁から、市町村の福祉担当にきちんと情報提供してほしい。制度についても、新聞に載っているではすまないと思う。情報開示、情報提供について、指導も含めて徹底的にしてほしい。
187	その他	例えばホームヘルプの時間も市町村によって同様でない。例えば伊達でサービスを受け、実際利用者がいたとしても、他の市町村がそこまでできなければ利用できない。同じ道民として、国民としてイコールでない実態があり、自治体の懐具合で変わるということに疑問がある。
188	その他	いろいろな組織の役員の会合で情報を得ていたが、親の立場ではあまり情報が入らない。その点を是非改善してほしい。
189	その他	職親会は、子供達のいろいろな声を聞いて知っております。相談出来るいろいろな場所も、直接すり合わせて作って頂きたい。そちらはそちらで独立して頑張っている、親の立場の会が全く声を発していないのはおかしい話だと思います。
190	その他	日中活動の場を確保してほしいという事で、阿寒町に要望書を提出致しましたが、いまだにまだはっきりしたお返事をいただけていません。地域自立支援協議会というのは、そういう話も一緒に考えていただける場所でしょうか。
191	その他	シンポジストの発言要旨を作って配っていただいたほうが親切だったかと思います。

タウンミーティングでの会場からのご意見

No.	区分	意見
192	その他	私たちは一生懸命子どもを育ててきました。だんだん年をとり、自分のことで精いっぱいになって、子供をほったらかしてしまふ。どこにも受け皿がなければどうにもならない。最低でも今後10年か15年ぐらいで受け皿のめどが立てほしい。この条例によって、そのような受け皿の問題が改善されて、障がいのある子どもも親も一緒に育てるようにお願いしたい。
193	その他	2、3年前に、それまであった三種の障害を一つにして新しい体系で支援するということを聞きましたが、それまでは障がい種別に応じて支援策がありました。だからAさんについては身体障害ということで支援できるけれども、精神障がいの人には支援策がないということが起きている。今までの、障害者を障がい種別ごとに支援するということと、この障がい者条例とはどんなふうに結びつくのか。
194	その他	市町村によって、「国がこうだから」とか、「こういう法律もあって」ということが、ある市町村ではOKでも別の市町村ではOKにならない。他の市町村でもできて、うちは財政的にできない」ということがたくさんある。 うちの町ではできない、となったとき、道条例でそれを支援すると謳われているけれども、現実問題としてそれがどのようにそれぞれの町村で実現するのか。
195	その他	自立支援法や市町村の障害者計画がうまくいけば、既にいろいろと良くなっているはずである。財政的に市町村が耐えられない状況になってきているようだ。現場は、細かいことでもすぐつまづいてしまう。
196	その他	就労継続B型事業では、今1,500円の自己負担となり、500円以上安くなりましたが、家族の送迎などでいろいろお金がかかるということでは、依然として大変な負担なので、さらに見直しを考えてほしい。
197	その他	学校教育を終えたあと、障がいのグレーゾーンにある方は就労が難しい状況がある。あるいは家庭環境が整わないことで、すぐに就職できない方が地域にいるが、それは就労以前の問題です。就労準備のサポートとして、泊り込みで日常生活の訓練を受けるとか、規則正しい生活を送れるようにするとか、コミュニケーションを身に付けるだとか、そういった就労前の訓練ができる場所の設定が必要です。
198	その他	子ども型支援センターに通っている幼児の大半は、保育所や幼稚園に並行して通園していますけれども、一緒に育つことはとても良いことです。発達障がいのあるお子さんと障がいのないお子さんが共に生活できる場合は、お互いを理解する上でも、非常に意味のあることだと思います。
199	その他	発達障がいの子どもはみんなと一緒にやるのが苦手です。だから、その子に合った方法を見つけて支援することが必要です。その子がみんなに合わせるという考えではなくて、周りがその子に合わせていく。そのように考えていただければ、職員の過配の問題やその子に合った環境づくりについても、積極的に考えていただけるのではないかと考えております。
200	その他	障がいのある方々の意見が多数決の世界では認められないことが多くある。だから、この条例に期待して、人々が目に触れられる場所に備え付けてほしい。この条例をどのように支持するのか、というところに観点を置いて考えてほしい。また、この条例がどのように地域に浸透しているかを精査して見直しのため話し合える場があると良い。
201	その他	子どもを育てていたとき、条例や制度について、全然周知されていなかったのだから、自分の町でどのようなサービスが使えるかがわからなかった。周知の方法がとても大事だと思う。相談窓口についても、はっきりとわかる状態にしてほしい。
202	その他	小学校や保育園に入るとき、普通の子どもと同じようには入れてもらえませんでした。学童保育に入るとき、「ほかの子どもさんに何かあったらやめていただきます」とか「手が足りなくなるときは、行事は休んでください」ということもありました。この条例ができて、だんだんと変わっていく、目に見えてわかるようになれば良いと思います。
203	その他	子どもたちを集めて何かしようとしたときに、どうしたらボランティアの助けを借りられるかがわからない。反対に、「ボランティアしたいけど、どうしたら良いの」と言ってくる方もいらっしゃるんです。そういうつながりがもう少しうまくできないかな、と思います。
204	その他	障がい者が子供を育てるのはものすごく大変なことです。自分の子どもも病気を抱えていて、でも難病の指定にはならない。特殊な病気で一年に一回通院するが、普段自分が使っているサービスが使えなかったのだから役場やケアマネさんには相談しても、「そのようなサービスはない」と言われて終わりでした。
205	その他	両親の支援で子育てをしていますが、難しい部分、できない部分が出てきて、これから先もすごい不安というか、自分の体より子どものほうが不安という状態です。今回の条例ができて、改善を期待しているが、障がい者が子どもを育てる場合に、具体的にどのような支援をしてくれるのか、聞きたいと思う。
206	その他	この定義を見ると、精神障がいとか知的障がい・発達障がいという規定はあるんですが、難病という言葉が出てこない。実際、難病を抱えていると、仕事でも生活でも、健常者にできて私にできないことが必ず出てきて、「私は難病です」と言ってもなかなか理解してもらえない部分もあり、相談をしても、手帳のない人は障がい者ではないので、相談を受けられないことがある。障がいを持っている方の権利を守るのも大事ですが、制度から洩れてしまった難病の当事者の権利や就労支援もこの条例に含めてほしい。
207	その他	条例の浸透度、進捗度をどのように計っていくと考えているのか。特にこういう施策については、定量化、数値化は難しいと思うんですけども、どこまでどのように進んでいるのかが認識できない面もありますんで、進捗度のある程度出していただいて、それをフィードバックすることを考えてほしい。

タウンミーティングでの会場からのご意見

No.	区分	意見
208	その他	何か不具合が出た時に、条例改正の問題が出てくると思うが、この条例は議員立法、議員提案ですから、なかなか行政側として触りづらいこともあるのかもしれないが、どのように考えているか。
209	その他	サービス管理責任者について、サービス管理責任者が設置されて福祉サービスが良くなったという事例はありません。したがって非常に無駄だと思います。障害者自立支援法でも介護保険でも人員の規制強化が行われたと思います。特に地方ですと、5年以上の実務経験のある人材の確保が非常に困難なことが、NPO法人を中心にたくさん起こっています。
210	その他	サービス事業所の資格要件として、OTやPT等さまざまな専門家をおこななければいけないということがあっても、地域に該当する人材がいらないということで、取り組めない事例がたくさんあると思います。そのへんの実態を地域ごとに見直しながら、全国一律ではない制度を可能な範囲で進めてほしい。
211	その他	障がい者の地域生活を考えた時に、日中活動の場や就労も大事ですが、住まいの確保についても重要です。グループホームが広く認められ非常に良いと感じております。身体障害者のホームという制度はありませんでしたが、今月になって出たと聞きました。
212	その他	障がい者に対する理解不足や偏見等、まだまだ解決されていない課題がある。これを解決するには、小学校、中学校、高等学校での福祉教育が重要と考えます。
213	その他	1996年から2005年にかけて、道の保健福祉部所管で、北海道障がい者会議が開催され、障がいの当事者が集まって、道の障がい者政策に関する意見交換をしていましたが、2005年度に道の財源不足で中止されています。今回、北海道障がい者条例を受けて、北海道障害者会議の復活の検討をお願いいたします。
214	その他	道内には、障がい者支援の事業を実施していない市町村が幾つかある。どんな地域にいても、障がいのある人はそこに住んで仕事をしたり活動できると条例には書かれていますが、それが現実になるように、各市町村に対する指導を強め、確実な支援をお願いしたい。障害福祉サービスや福祉施設がなければ、近隣の市町村のサービスを利用しなければならない。それを道なり国が支援してほしい。
215	その他	特別支援教育についてですが、地域で学校に通うことが基本になると思います。高校も例外ではないので、普通高校に通うのが基本だと思うのですが、道の施策はそれに反することをやっているのが現状です。教育のシンポジウムで、少人数教育の効果があがっている事例が報告されているが、同時に地域の小さな高校を潰している。このようなちぐはぐな政策を見直さないと、障がいのある方が安心して地域で暮ら続けるのが難しくなります。
216	その他	バス会社の事情で二日前に電話予約をしないと乗れない。この条例が施行された場合、バス会社に指導していただいて、バス停に並べばそのまま乗れるようにしてほしい。
217	その他	体調が悪くて、代理を事業者等をお願いすることがあるが、なかなかうまく伝わらないことがある。本人の気持ちを代弁しているのだから、きちんと受け止めてほしい。
218	その他	共生型事業について、雇用対策として指導員をつけるという話が新聞に載っていたんですが、それは誰のためなのかなと思って見ている。老人にとっては楽しいかもしれない。雇用対策としてそういう方を回せばいいかもしれない。でもそんな簡単なものじゃないはず。指導してもらおう方の立場、支援を受ける方の気持ちをどのように考えているのか。そうではなく、専門能力をもった方が現場でやりがいを持って仕事ができるようになれば、障がい者が地域に住みやすくなるし、様々な問題も解決していくのではないかと。
219	その他	福祉施設に勤めていますが、田舎なので、社協の仕事、ボランティアセンターの仕事、公民館の仕事、あるいは自立支援協議会の仕事をしています。様々な仕事は、突き詰めると「地域づくり」に行き着くと思う。そういう意味で、「住民の方とどのように向き合うか」、「どのように住民に当事者になっていただくか」ということを考える必要があると思います。
220	その他	施設に入っている障がい者も、一地域の住民だと思うんです。その方々の部分がこの条例の中では、どういう位置付けになっているのか、分かりづらい。北海道障がい者条例では、施設に入っている障がい者も、対象になると思います。
221	その他	地域に、高等養護学校がないため、現在、100キロあるいは120キロ離れた高等養護学校に子供を行かせています。もちろん、寄宿生活となります。道の教育委員会では、希望者は少ないということですが、親としては他の兄弟や老親の面倒も見ながら、土曜日曜の送り迎えはとてもしないといけないので、最初から希望は出せない状況があります。地元の生徒さんが1、2割しかおらず、8割以上は旭川、富良野方面から入学している現状を見ますと、教育委員会、条例第20条の合理的配慮についてもう少し考えてほしい。
222	その他	厚生労働省の方は、自分で決めて自分で責任を持つんだとよく言っていました。どう考えても本人は決められないんです。
223	その他	居宅支援事業について、知的障がいのある重度の男の子の場合は、すごく使いづらい。実際私が出かけようと思ったときに、多くの制約を受けます。これが本人がひとり地域で暮らそうと思った時に、経済的なこと、それから制度上の問題で制約を受けることになる。
224	その他	グループホームやケアホームは、物件を借りて直して使っているんですが、自閉症の子供たちはすごくこだわりがあって、環境整備をすれば生活しやすくなる部分があるんです。それをぜひ理解していただき、改築などの費用の負担をお願いしたい。
225	その他	法律でもなんでも、障がいの重い人がいちばん最後になる。みんなの協力により時間がかかることが多い。もう私も年齢的に50を過ぎたので、子供がこの地域で自立して生活できるようにしてほしい。
226	その他	息子がグループホームにいますが、日曜は休日というのはわかりませんが、入居者が全部自分でご飯を作って食べないといけないというのは、いかがでしょうか。
227	その他	利用者の1割負担について、親子は良いのですが、夫婦の場合は、まだ二人の収入で算定されています。やはり、一人単位の収入で負担金を出していくのが良いと考えます。

タウンミーティングでの会場からのご意見

No.	区分	意見
228	その他	行政の方々に現場をきちんと知ってほしいと思っています。
229	その他	障がい者の方のケアホーム、グループホームについて、そこで生活されている方々が安心して生活できる、親御さん達が安心して預けられる、そういう体制をきちんと作ってほしい。
230	その他	学校作りもそうですけれど、教師作りも大切だと思います。自分の子供が就学年齢になっても、先生がひどくて地域の学校に預けられない。そこで、隣町に引越して、隣町の学校に通わせるというお母さんがいました。それが出来る人は良いのですが、それが出来ないお母さんもいます。
231	その他	重症心身障害児の方が国立でやっていた4つの病院のうち3つが民間移譲されました。どうして国が責任をもってそういう人達の生活を支援していかないのか。行政として民間だとか地域だとかボランティアだとか言うのは良いが、行政としては何をやっていくのか、高齢者、障がい者そして地域の人達を行政はどう支えてくれるのか、という所を具体的に明らかにしてそれを実現する様に動いてほしいと思います。
232	その他	ケアホームの常勤換算が低すぎて、土日のケアが出来ない現状がある。土日のケアを厚くすると、日中の、例えば通所事業所の方に職員を回せない。満足な支援をしようとすれば、職員に犠牲を強いることになる。
233	その他	今まで、入所施設は地域移行に非常に努力をしてきたと思う。サービスの地域間格差の解消を図ること、つまりサービス資源の乏しい市町村でサービス資源の開発に努めることが、北海道の12,000人の入所者を地域に向かわせる原動力になると思います。
234	その他	「入所施設から地域に出すよ」と言った時に、親御さんが言われるのは、「せっかく貯めたお金がなくなっちゃったらどうするの？」と言う。やはり家賃補助だとか、少しでも助成していただければ、展開が少し違ってくるという気はします。
235	その他	聴覚障がい者のコミュニケーション保障について、今までは地域に手話通訳者がいて、その人達に手話通訳をお願いしていたのですが、それができなくなって困っています。市町村が責任を持って事業を継続するのであれば、全道どこでも派遣できるネットワークを作って、お互いに支援できるかたちにしてほしい。
236	その他	資格取得のための手話通訳を保障してほしい。
237	その他	共生型の事業はまだないので、そういうものがあれば良い。障がい種別やレベルを超えた資源があると良い。
238	その他	共生型事業で、サロンの立上げを考えているが、継続的な運営に困難があるので、家賃や光熱水費等の助成をお願いしたい。
239	その他	障がい者条例ができましたが、最終的には条例には頼らなくても、みんなが当たり前で過ごせるような地域を作っていきたい。
240	その他	条例がわかりづらい。作る側に立った資料作りになっている。
241	その他	本配られた資料について、配布される際に、内容を把握してから参加したかった。
242	その他	市町村、支庁あるいは障がい保健福祉圏域というとらえ方をしているが、小樽をモデルとした“定住生活圏域”という捉え方で福祉施策を進めていかないと、利用者ニーズに応えていけないのではないかと。
243	その他	タウンミーティングの後も、小規模なグループなどで、勉強会をしてほしい。
244	その他	会議や催しがあるときに、手話通訳を採用してもらえないことがある。主催者側がつけられない場合もある。聴覚障害者がそのような催しに参加する権利があることを、理解してほしい。
245	その他	緊急時の連絡に、不安がある。緊急時は、メールよりも、ファックスにマルを付けて送ったほうが便利な場合がある。
246	その他	権利擁護や福祉の情報などについて、大都市部では情報が入るが、北海道など地域ではあまり手に入らないという地域間情報格差があり、それは差別に当たるのではないかと。
247	その他	移動支援事業について、通院の同行や送迎以外にも、自分で外出できる機会を増やしたい。そういう環境を整えてほしい。
248	その他	障害者自立支援法で、福祉サービスが中途半端に終わってしまっている。特にガイドヘルパーとか移動支援は玄関で終わりだとか、必要な介助まで含まれず、脱衣場で終わってしまうところもある。そのような障害者自立支援法で隙間に落ちているサービスを北海道障がい者条例の中でなんとかしてほしい。
249	その他	これからネットワークづくりや地域づくりが始まっていくが、各関係機関との連携に不安がある。
250	その他	財政が厳しいことはよく指摘されるが、事業者が頑張っているのだから、財政の議論で終わってほしくない。
251	その他	それぞれの自治体間のネットワーク、移動支援事業で言えば、室蘭にはないサービスが札幌にはある。そのところを、それぞれの地域がどちらも利用できるような、サービスの拠点ができないか。
252	その他	行動障がいの強い利用者に支援の手が取られてしまうので、ボランティア等の活用など何らかの指針を示してほしい。
253	その他	地域間格差があると聞いているが、条例に基づいて、今後どうやってその格差を埋めていくのか。
254	その他	今後も、条例に基づく施策等の周知徹底のため、広報が重要である。
255	その他	障がい者自身が自助努力できる支援こそ、ネットワークの真ん中にあるべきです。雨の日も大雪の日も、地下鉄に乗って、10人から20人ほどの重い障がいを持った私たちが、私たちのことを私たちの力で理解し、多くの仲間たちに伝えるために集まります。北海道のすべての仲間たちに、「一緒に考えよう」と声をかけ、「ここで私たちが待ってるよ」と言えるのは、私たち当事者自身にほかならないと思います。私たちの力は、大きな社会資源であり、エンパワーメントです。この条例で、私たちの力を活用する役割をしっかりと明記してほしいと思います。この条例は、私たちの条例だからです。

タウンミーティングでの会場からのご意見

No.	区分	意見
256	その他	施設にいたとき、施設の情報がしつこくなかった。地域の情報はまったく提供してくれなかったもので、地域から施設へ情報を届けるネットワークを作ってほしい。
257	その他	よく飛行機、バス、JRを使いますが、乗るときは良くても、目的地に着いたら駅にスロープがなく「手伝えません」とか、誰か介助者がいるならどうぞ、という場合もある。飛行機の場合は、車いすを扱ったことがないとか、予約センターに電話をかければその時だけ使えるとか、対応が違う。そのようなことで合理的配慮の社会になっていくのか、と思います。
258	その他	精神がい害者も、運賃割引制度の対象にしてほしい。
259	その他	重度心身障害者医療助成制度について、精神障がい者だけが通院1級のみ該当するとされており、差別ではないか。
260	その他	条例の10条に、障がいの概念などの普及、啓発という規定があるが、精神障がい、とりわけ統合失調症は思春期に発症することも非常に多い。そこで、普及啓発は、義務教育のうちから始めてほしい。授業のような形で、取り入れてほしいと思います。